



長野県告示第334号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部 守一

名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社シキボウ	大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号	令和2年6月30日	令和3年3月31日

産業立地・経営支援課

長野県告示第335号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字下方4768の1から4768の4まで、4787の6
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下方4768の1（次の図に示す部分に限る。）、4768の2から4768の4まで
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第336号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上田市真田町傍陽字横通2230の1、2231の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第337号

国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量
標高データ（地図情報レベル1000、1.0mメッシュ、地図情報レベル5000、5.0mメッシュ）
- 作業期間
令和2年6月2日から令和3年1月29日まで
- 作業地域
諏訪郡富士見町

建設政策課

長野県告示第338号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量（木曾谷・伊那谷計画区の空中写真撮影）
- 作業期間
令和2年4月20日から令和2年10月30日まで
- 作業地域
松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、北佐久郡立科町、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡宮田村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、

木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第339号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年7月1日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第340号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間
令和2年6月15日から令和2年10月30日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第341号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点【10A47】）
- 2 作業期間
令和2年6月15日から令和2年11月2日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第342号

平成16年長野県告示第304号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部を次のように改正します。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部守一

表中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改め、同表の須坂都市計画区域のうち須坂市の区域内の用途地域の指定のない区域の項を次のように改める。

須坂都市計画区域のうち須坂市の区域内の用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域（面積2,852ha）	10分の10	10分の6	1.5	1.25
	別に示す図書により定める区域（面積52ha）	10分の20	10分の6	1.5	1.25

表の備考中「定める」を「示す」に、「長野県住宅部建築管理課、各地方事務所」を「長野県建設部建築住宅課、各建設事務所」に改める。

建築住宅課

長野県告示第343号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年7月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
木曾合同庁舎売店	木曾郡上松町緑町3-33	木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内

会計課